

議案第 1 号

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案を別紙のとおり提出する。

平成27年7月23日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

併設型中高一貫教育校2校の設置について定めた沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第29号）について、同条例附則の規定により教育委員会規則で施行期日を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考】

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(別紙)

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成27年
沖縄県条例第29号）の施行期日は、平成27年10月1日とする。

規則案の概要説明

総務課

1 制定を必要とする件名

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

2 制定の経緯と必要性

- (1) 平成22年3月に策定した「沖縄21世紀ビジョン」を具現化し、本県を牽引する高い志を持ったグローバルに活躍できる人材育成が必要である。また、「県立高等学校編成整備計画」に基づき、6年間の計画的・継続的な教育指導の展開ができるシステムを構築し、生徒や保護者の教育の選択幅を拡大する為に併設型中高一貫教育校の設置を平成26年度の県教育委員会で決定した。（開邦中学校は平成26年第12回、球陽中学校は第16回）
- (2) これに基づき、県立開邦高等学校敷地内に県立開邦中学校、県立球陽高等学校敷地内に県立球陽中学校を設置する条例が平成27年2月県議会で議決された。
- (3) 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第29号）の附則において、「この条例は、公布の日から起算して1年を越えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する」ととされていることから、各学校の入学者募集業務の開始時期を踏まえ条例の施行日を制定する必要がある。

3 案の概要

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を平成27年10月1日と定める。

4 添付資料

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第29号）

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

(平成27年沖縄県条例第29号) ※平成27年3月31日公布

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地
--------------	-----------------

を

沖縄県立与勝緑が丘中学校 沖縄県立球陽中学校 沖縄県立開邦中学校	うるま市勝連平安名3248番地 沖縄市南桃原一丁目10番1号 南風原町字新川646番地
--	---

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。